

栗原市長定例記者会見

日 時 令和3年6月1日（火）

午前11時

場 所 栗原市役所 講堂

1. 平成20年岩手・宮城内陸地震に係る栗原市の対応について

（総務部 総務課）

2. 栗原市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画の一部変更について

（市民生活部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室）

3. 市道 片馬合萩荘線の開通について

（建設部 建設課）

4. その他

平成20年岩手・宮城内陸地震に係る栗原市の対応について

1 震災概要

- (1) 地震名称 平成20年岩手・宮城内陸地震（震度6強）
(2) 発生年月日 平成20年6月14日 午前8時43分

2 対応（案）概要

- (1) 市長等の慰霊碑参拝について

犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、犠牲者の靈を慰めるとともに震災の記憶を風化させないため、市長等が平成23年11月9日に建立した慰霊碑などを参拝する。

- ・参拝者 市長、副市長
栗駒総合支所長（栗駒慰霊碑のみ）
花山総合支所長（花山慰霊碑のみ）

- ・日程 令和3年6月14日（月）【市長】
 - 午前 8時10分 駒の湯慰霊碑参拝、献花
 - 午前 8時43分 栗駒慰霊碑参拝、献花
(ハイルザーム栗駒)
 - 午前 9時50分 花山慰霊碑参拝、献花
(花山道の駅自然薯の館)

- (2) 防災行政無線サイレンの吹鳴について

犠牲となられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を表するため、地震発生時に市内全域でサイレンを吹鳴し、市民の皆さんに黙とうをしていただく。

- ・吹鳴日時 令和3年6月14日（月）午前8時43分
- ・吹鳴時間 約30秒間

市民等については、広報くりはら6月1日号に掲載し周知する。

- (3) 市役所庁舎の国旗等の半旗対応について

犠牲となられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を表するため、市役所庁舎（金成庁舎及び各総合支所を含む）に掲揚している国旗等を一日半旗にする。

- ・日時 令和3年6月14日（月）午前8時30分～午後5時

栗原市新型コロナワクチン接種実施計画の一部変更について

令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」により、国では6月最終週までに全高齢者分のワクチンを供給できる見込みとし、7月末までにワクチン接種を完了させるよう各自治体へ要請。この要請を受け本市においても、高齢者接種を加速化させ7月末までに接種が完了するよう接種実施計画の一部を変更しましたのでお知らせいたします。

1 協議経過

各医療機関での接種人数を増やすことにより、高齢者の接種を前倒しし、7月末までに完了させるため、栗原市医師会と協議調整を行い、その結果、7月末までに完了する見込みの接種人数を確保し体制が整った。

2 主な変更内容

(1) 想定接種数

【変更 前】

1週間当たりの接種人数 約3千人（約3千回）

・高齢者(65歳以上) 4万回 ÷ 3千回 ÷ 4週 = 3.3箇月 ≈ 約4箇月

・高齢者以外 4万6千回 ÷ 3千回 ÷ 4週 = 3.8箇月 ≈ 約4箇月

【変更 後】

1週間当たりの接種人数 約3千600人（約3千600回）

・高齢者(65歳以上) 4万回 ÷ 3千600回 ÷ 4週 = 2.8箇月 ≈ 約3箇月

・高齢者以外 4万6千回 ÷ 3千600回 ÷ 4週 = 3.2箇月 ≈ 約3箇月

(2) 接種スケジュール予定

【変更 前】

・高齢者 5月中旬から 8月下旬

・基礎疾患有する者 8月下旬から 9月上旬

・高齢者施設等の従事者 5月中旬から 8月下旬

・60～64歳の者 8月下旬から 12月下旬

・上記以外の者 8月下旬から 12月下旬

【変更 後】

・高齢者 5月中旬から 7月下旬

・基礎疾患有する者 8月上旬から 8月下旬

・高齢者施設等の従事者 5月中旬から 8月下旬

・60～64歳の者 8月上旬から 8月下旬

・上記以外の者 8月中旬から 10月下旬

(3) 実施医療機関

【変更 前】

・実施医療機関 31機関

【変更 後】

・実施医療機関 33機関

3 その他

市内における新型コロナワクチン接種状況

令和3年5月27日現在

対象者	1回目接種済み	2回目接種済み
医療従事者等	1,940人	1,894人
高齢者等（高齢者施設等従事者含む）	4,357人	131人
合 計	6,297人	2,025人

栗原市新型コロナワクチン接種実施計画【第2版】概要

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るために総力を挙げてその対策に取り組む必要があり、栗原市においても、新型コロナウイルス感染症収束に向けて、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の予防接種実施体制を整備する。

2 基本的な考え方

予防接種法（昭和23年法律第68号）第29条の規定に基づき、第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種として、国で示された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施要領」に基づき実施する。

3 接種対象者

(1) 対象者の範囲

市内に居住する16歳以上の者

(2) 接種順位及び接種対象者概数

国で定めた次の接種順位により、順次実施する。

1位 医療従事者等、 2位 高齢者（65歳以上）

3位 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者及び60～64歳の者

4位 上記以外の者

(3) 接種対象者概数

（令和3年2月末現在）

項目	人 数
総人口	65,717人
接種対象者数(①+②+③+④)	58,950人
① 医療従事者等	1,761人
② 高齢者(65歳以上)	26,508人
③ 基礎疾患を有する者	4,140人
・高齢者施設等の従事者	1,709人
・60歳以上から65歳未満の者	5,269人
④ 上記以外の者(16歳以上 60歳未満)	19,560人
※参考 0歳から16歳未満 接種対象外	6,767人

4 接種体制

(1) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

(2) 使用するワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
 ※ファイザー(株)が令和3年2月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の承認を受けたものに限る。

(3) 接種方法

市内各医療機関での「個別接種」により実施する。
 多くの人がかかりつけ医を持っており、日頃から身体状況や病歴を把握しているかかりつけ医に相談ができ、安心して接種を受けられる。

5 接種スケジュール

(1) 想定接種数



1週間当たりの接種人数 約3千600人(約3千600回)

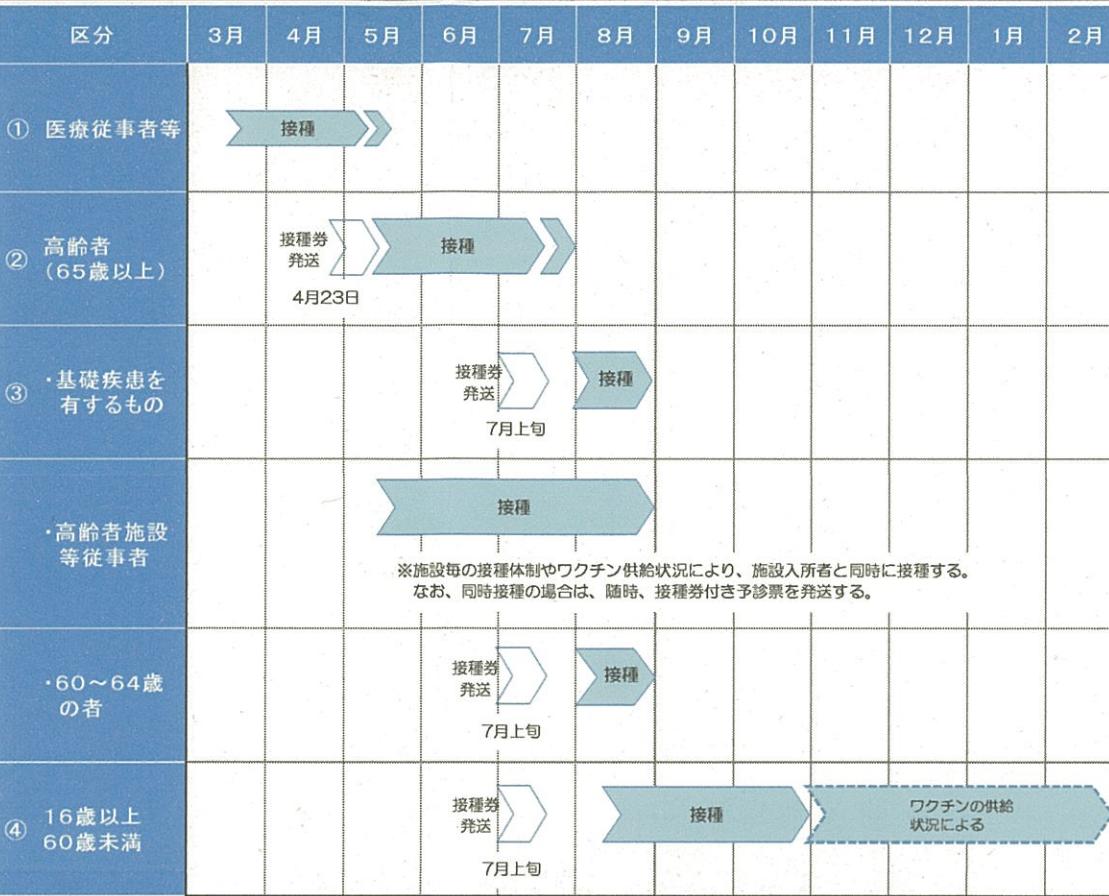
接種完了目安期間
 ●高齢者(65歳以上) 4万回 ÷ 3千600回 ÷ 4週 = 2.8箇月 ≈ 約3箇月
 ●高齢者以外 4万6千回 ÷ 3千600回 ÷ 4週 = 3.2箇月 ≈ 約3箇月

(2) 接種券発送

高齢者（65歳以上）については、令和3年4月23日（金）に郵送する。
 なお、それ以外の者については、新型コロナワクチンの供給状況等を考慮しながら、接種開始時期にできる限り近い時期に、各対象者あてに郵送する。

(3) 接種スケジュール予定

- ① 医療従事者等 3月中旬から5月中旬まで
- ② 高齢者（65歳以上） 5月中旬から7月下旬まで（75歳以上を優先的に）
- ③ 基礎疾患を有する者 8月上旬から8月下旬まで
 - ・高齢者施設等の従事者 5月中旬から8月下旬まで（ワクチンの供給状況等により施設入所者と同時接種）
 - ・60～64歳の者 8月上旬から8月下旬まで
- ④ 上記以外の者 8月中旬から10月下旬まで
 - （季節性インフルエンザワクチン接種に考慮し早期完了に努める）



6 個別接種

(1) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 33機関

【接種実施介護老人保健施設】5施設 ※入所者及び施設従事者に限り接種

(2) 実施日程

5月中旬から各医療機関の開院日時に実施
 各医療機関により開院日時は異なるが、市内全体の接種体制としては、月曜日から土曜日に接種を受けることができる。

(3) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

(4) 実施内容

栗原市役所は「基本型接種施設」となっているため、「サテライト型接種施設」となる各医療機関等へ、新型コロナワクチンを小分けにして配達し、各医療機関等において接種を実施する。

なお、各医療機関等は、接種を受けた者に予防接種済証を交付し、予診票の控えを原則5年間保存する。

(5) 接種後の請求方法

市内医療機関 集合契約後、栗原市に直接請求
 (市外居住者を接種した場合は、宮城県国民健康保険団体連合会に請求)

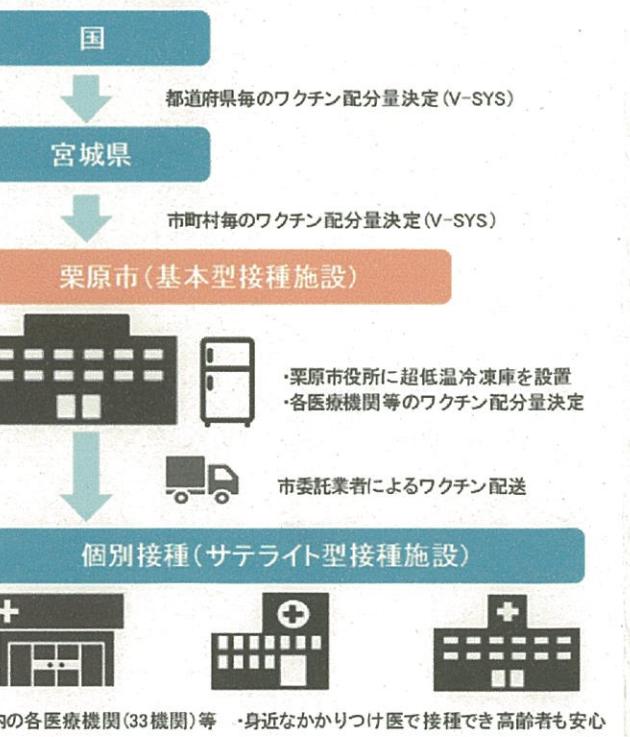
市外医療機関 集合契約後、宮城県国民健康保険団体連合会に請求

(6) その他

コールセンターに寄せられる相談内容や、接種の進捗状況により、今後、接種体制を見直す必要がある場合は、各関係機関等と調整のうえ迅速に対応する。

7 ワクチンの管理・配送等

ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を活用し、栗原市に配分されたワクチン量を調整・決定し、医療機関等に配達する。栗原市役所内に設置した超低温冷凍庫から、医療機関等への配達は、保冷バックを使用し、週2回程度行う。



8 市民等への相談対応・周知方法

市民等への相談対応窓口として、コールセンターを設置し、接種場所の確認や接種券の再発行など、新型コロナワクチン接種に係る具体的な手続きに関する市民や医療機関からの相談等の対応を行う。

また、対象となる全ての市民等に対して、効率的かつ効果的に、また適切な時期に接種に係る周知を広報、ホームページ等により実施する。

9 副反応対応・健康被害救済制度

(1) 副反応の対応

新型コロナワクチンの接種により稀に発生するアナフィラキシーについては、発生のリスクをできるだけ減らすための予診時の工夫、発生した場合の早期対処、万一副反応により健康被害が発生した場合の被害救済など、複数の対策により備える。

(2) 健康被害救済制度

予防接種による健康被害が生じた場合には、医師の報告に基づいて調査が行われ、結果予防接種が原因で生じた健康被害と国が認定したときは、健康被害救済制度の対象となり、実施主体である市町村による給付が行われる。

本計画は、現時点における国からの通知・情報等を基に作成しているものとなるため、今後のワクチン供給状況や国からの指示により変更となることが想定される。

市道片馬合萩荘線の開通について

1 路線の概要

市道片馬合萩荘線は、栗原市金成片馬合地区と岩手県一関市萩荘居留地区を連絡する道路として、岩手県一関市と一体的に整備を進めてまいりました。

本路線の開通により、地域間交流の促進や、並行して走る国道4号及び東北縦貫自動車道の補完道路としての利用が期待されます。

2 工事概要

- (1) 路線名 市道片馬合萩荘線
- (2) 施工位置 栗原市金成片馬合日向地内
- (3) 事業概要 施工延長 $L=363.2\text{m}$ 、幅員 $W=7.0\text{m}$
- (4) 事業期間 平成22年度～令和2年度（令和3年度へ繰越）
- (5) 開通日時 令和3年6月8日（火）午前11時（予定）

3 位置図

【全体図】



【拡大図】



4 現況写真

【道路起点から撮影】



【道路中間から撮影】

